

(参考)

1 制度概要

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成金

● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金

2 関連情報

● 厚労省HP

- ・ 令和4年4月以降の小学校休業等対応助成金・支援金の内容等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24071.html

- ・ 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ・ 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

● 県広報誌「労働とやま」

県広報誌「労働とやま」を通して、当該助成金・支援金を含む新型コロナウイルス感染症に関する支援制度について周知・広報を行っております。（県HPにも掲載しております）

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1303/kj00005005.html

※ 上記URLから県HPにアクセス頂き、「関連ファイル」をご覧ください